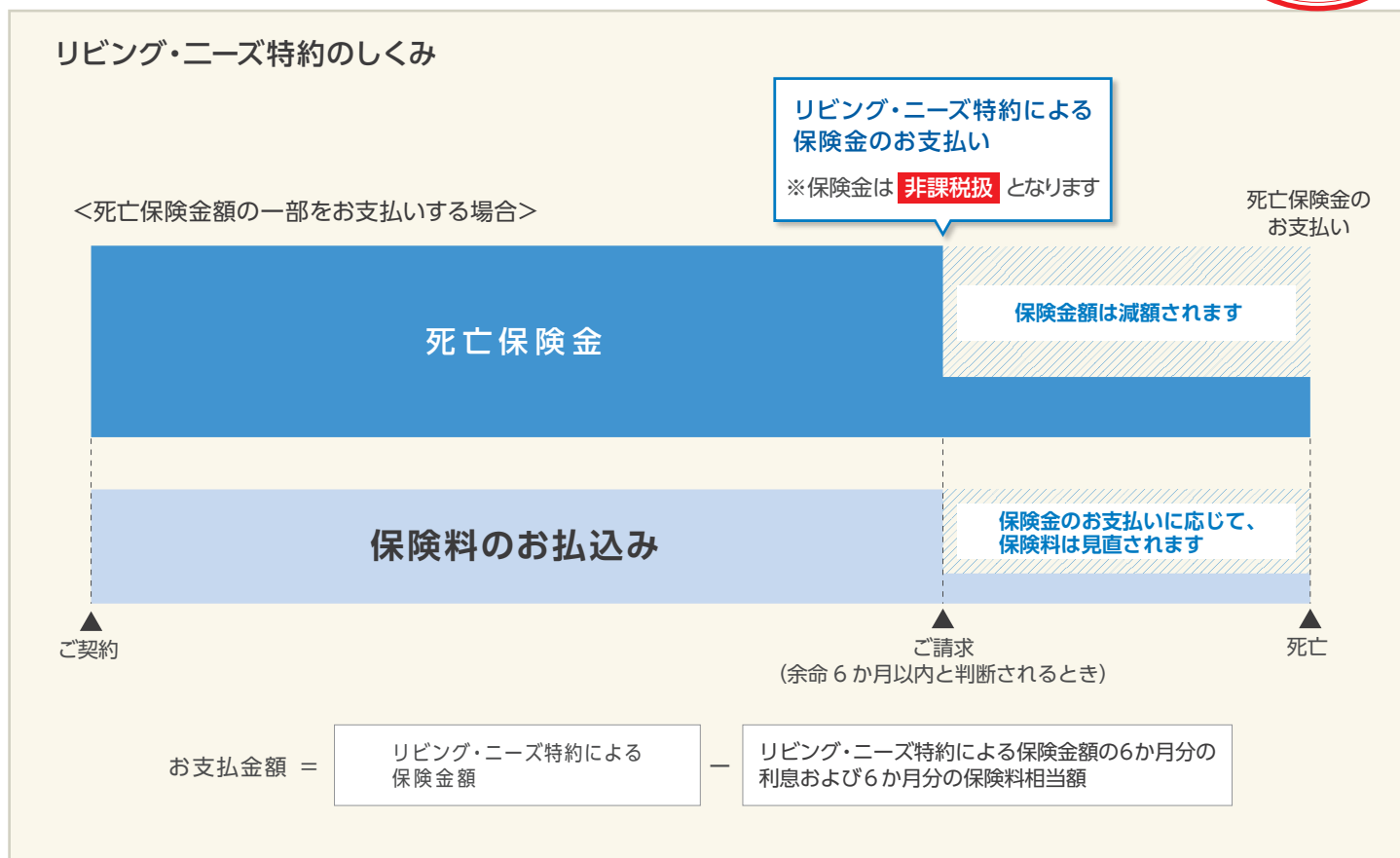


ジブラルタ生命の リビング・ニーズ特約

特約保険料は
必要
ありません

生きているうちに保険金を受取ることができます。



被保険者の余命が6か月以内*と判断される場合、
病気・ケガの種類を問わずリビング・ニーズ特約による保険金をお受取りいただけます。

1

*余命6か月以内の判断は、被保険者の主治医の診断や請求書類に基づいて、当社の医師の見解(場合によっては、社外医師のセカンドオピニオン)も含めて慎重に判断します。余命6か月以内とは、ご請求時において、日本で一般的に認められた医療による治療を行っても余命6か月以内であることを意味します。

保険金の使い方は、
ご自身でお決めになれます。

例えば…

- 満足のいく、最先端の治療を受ける。
- 入院中の、家族の生活費にあてる。
- 人生を自分らしく生きるための資金として使う。 など

2 リビング・ニーズ特約による保険金額は、必要に応じた金額をご請求いただけます。



ご検討にあたってご確認いただきたい事項を裏面の「くわしくは・・・」に記載していますのでご覧ください。



リビング・ニーズ特約による保険金のご請求について

- リビング・ニーズ特約による保険金のご請求ができるのは被保険者です。
ただし、指定代理請求特約を付加すると、被保険者が保険金を請求できない当社所定の事情がある場合、あらかじめ指定した代理人の方から保険金の請求ができます。
- リビング・ニーズ特約による保険金額は、(特約)死亡保険金額の範囲内かつ同一被保険者の他のご契約と通算して3,000万円以内*でご指定いただけます。ただし、法人契約でリビング・ニーズ特約の特約保険金受取人が法人(個人事業主を除く)の場合は、ご契約の(特約)死亡保険金額の範囲内であれば同一被保険者の他のご契約と通算した支払限度額はありませぬ。
*米国ドル建保険の場合:30万米国ドルかつ当社所定の換算レートで換算して3,000万円限度
豪ドル建保険の場合:30万豪ドルかつ当社所定の換算レートで換算して3,000万円限度
- ご請求に際しては、当社所定の様式による医師の診断書および所定の請求書等のご提出が必要となります。また、当社が必要と認めた場合には、事実の確認を行うため当社の指定する医師の診断を求められることがあります。

- 主契約に付加されている特約によっては、その特約死亡保険金額についても請求対象保険金額となります。
- 保険種類によっては、保険期間満了前12か月間はご請求の対象とならない場合があります。(ただし、保険期間が更新される場合を除きます。)
- 高度障害療養加算型家族収入保険(保険料払込中無解約返戻金型)/就労不能障害介護保障型家族収入保険(無解約返戻金型)/高度障害療養加算型家族収入特約(保険料払込中無解約返戻金型)等の場合には、リビング・ニーズ特約による請求の対象となる死亡保険金額は請求日からその日を含めて6か月の期間の満了日における将来の家族年金(特約家族年金)の現価となります。
- 豪ドル建年金支払型積立保険(積立利率市場連動期間付)の場合、リビング・ニーズ特約による保険金の請求は、第1保険期間満了時の6か月以上前までとなります。
- リビング・ニーズ特約による保険金のお支払いは、1契約につき1回限りです。
- この特約による保険金を被保険者がお受取りになる場合は、所得税法上非課税扱いとなります。
(2021年3月現在。将来変更になる可能性があります。)

その他

- この特約は、主契約に付加してご契約いただけます。主契約によってはお取扱いできないことがあります。



当パンフレットには、商品の仕組みや特徴をわかりやすくご案内するために商品の概要を記載しています。

詳細については、必ず「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

なお、当パンフレットに記載しているお取扱いについては、実際にお取扱いを行う時点における、当社所定の範囲内でのお取扱いとなります。

「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」は、商品内容の詳細や「保険金等をお支払いできない場合」などのお客さまにとって不利益となる事項、ご契約についての大切な事項などを記載したものです。



ジブラルタ生命保険株式会社

本社 / 〒100-8953 東京都千代田区永田町2-13-10

コールセンター **0120-37-2269** (通話料無料)

ジブラルタ生命のホームページ

<https://www.gib-life.co.jp/>